

- 一、 警備隊内の警備を停止せしむ
- 二、 警備隊十一分（二十四分中）は警備隊を停止せしむ
- 三、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 四、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 五、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 六、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 七、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 八、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 九、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 十、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 十一、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 十二、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 十三、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 十四、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 十五、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 十六、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 十七、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 十八、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 十九、 警備隊の隊内を解散せしむ
- 二十、 警備隊の隊内を解散せしむ

視察人 謝賜會 瀧岡出張所

財團 協調會 瀧岡出張所

二、 車掌全部の復社は困難相当数の復社を認む  
 労資双方各々主張を譲らざりしが、高野、實岡兩代議士の斡旋並に所轄警察署長の警告等に依り七月三十一日調停者等は飯塚警察署樓上に参集協議次の解決案を作成して會社側の承認を得たるも、争議團側に於ては右に對し不賛成を唱ふる者多く争議繼續を決定し且つ全市の自動車従業員「ゼネスト」を策し他會社よりの共鳴者あり、かくて尙八月一日争議團員四名は直接行動に出で博多行自動車を停止せしめ争議参加を強要したので檢束處分に附せらるゝ等一時甚しく悪化せんとしたのであるが、争議團側に於ても此の上の争議繼續を不利と覺り遂に一日午後四時右解決案を承認するに至つたのである。

4、 解決案